

COVID-19 流行下における助産師対応マニュアル (Ver. 1)

2020 年 9 月 10 日

公益社団法人東京都助産師会保健指導部会

COVID-19 感染症の世界的な感染拡大が続く中、会員の皆様におかれましては、日々の実践において難しい判断を迫られながら、対応にご尽力いただき感謝申し上げます。

2020 年 7 月 11 日に母乳育児支援連絡協議会から『新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行時における乳児栄養、心理的支援に関する提言～ お母さん、ご家族を支援する方々へ ～感染 (もしくは疑い) となった場合の乳児栄養の選択』が発表されました。

提言の内容には、たとえ感染、または感染を疑う状況でも、世界保健機関 (WHO) や米国疾病予防管理センター (CDC) は、手洗いやマスク着用などの防護策をとったうえでの母乳栄養を推奨しています。なお、現時点で十分な知見は得られていませんが、母乳栄養の利点をふまえ、母親と家族の選択に寄り添いながら決定していく必要があるとしています。(全文 https://jal-net.jp/covid19_renkyo.html)

助産師の役割は、COVID-19 流行下においても、授乳について母子の意思決定を尊重した支援を行う原則は変わりません。当会として会員の皆様には感染面での安全対策と両立しながら助産師として支援を諦めず役割を果たして頂きたいと考えます。

1. COVID-19 と授乳参考資料

以下に、COVID-19 と授乳に関する参考資料と URL を示しました。COVID-19 感染の状況は変化いたします。最新の情報を入手するように心がけてください。

- ・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行時における乳児栄養、心理的支援に関する提言
～ お母さん、ご家族を支援する方々へ ～
https://jal-net.jp/covid19_renkyo.html
- ・World Health Organization. FREQUENTLY ASKED QUESTIONS: Breastfeeding and COVID-19, For health care workers 28 April 2020. World Health Organization; 2020.
<https://www.who.int/docs/default-source/maternal-health/faqs-breastfeeding-and-covid-19.pdf>
- ・COVID-19 流行下での授乳支援についての声明 https://jal-net.jp/statement_covid19.html
NPO 法人日本ラクテーション・コンサルタント協会 (JALC)
https://jal-net.jp/statement_covid19.html
- ・国立成育医療研究センター 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について
https://www.ncchd.go.jp/kusuri/news_med/covid.html
- ・一般社団法人日本母乳の会 http://www.bonyu.or.jp/index.asp?patten_cd=12&page_no=113
- ・一般社団法人日本母乳哺育学会 <https://jsbr1986.org/>
- ・NPO 法人ラ・レーチェ・リーグ日本 <https://l1l1japan.org/>

2. COVID-19 の病態と対応について

参考資料 ・厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国立国際医療研究センター「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について」
<http://www.ncgm.go.jp/covid19.html>

1) 臨床症状と診断について

(1) 臨床症状

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第2版」では、以下の記載があります。多くの症例で発熱、呼吸器症状 (咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など)、頭痛、倦怠感などがみられる。下痢や嘔吐などの消化器症状の頻度は多くの報告で10%未満であり、SARS や MERS よりも少ないと考えられる。初期症状はインフルエンザや感冒に似ており、この時期にこれらと COVID-19 を区別することは困難である。

国立感染症研究所が公表している記述疫学

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2014-03-18-05-11-31/205-idwr.html>

(2) 診断

通常の診療と同様に、症状の推移や接触歴等の問診で得られた疫学的背景や身体診察所見、各種検査所見等の臨床的特徴を総合的に判断して検査の必要性を検討。特に、胸部 CT 検査は感度が高く、無症状であっても異常所見を認めることがある。病原体診断の際には、核酸増幅法 (PCR 法など) や抗原検査があり、これらが陽性となった場合に確定診断とする。

2) 感染可能期間

基本的に陽性者が他の人と接触して感染させる可能性がある期間。
発症 2 日前感染力があるといわれている。

3) 感染防止対策

標準予防策+飛沫・接触予防策を徹底することを基本とする。

Step 1 一般外来診察の対応について

- ・待合室では、患者にはマスク着用を促し、患者どうしが、一定の距離を保てるように配慮する。
- ・医療従事者は、標準予防策を遵守

患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守。新型コロナウイルス感染症が流行している地域では、呼吸器症状の有無に関わらず患者診察時にサージカルマスクを着用すること。サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意。

Step 2 感染の疑いがある患者を診察する際の医療者の準備や装備

- I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う
- II 診察室および入院病床は個室が望ましい
- III 診察室および入院病床は陰圧室である必要はないが、十分換気する
- IV 1) 上気道の検体採取を実施する場合 (鼻咽頭ぬぐい液採取等)
サージカルマスク、眼の防護具 (ゴーグル、フェイスシールド等)、長袖ガウン、手袋を装着
2) エアロゾルが発生する可能性のある手技 (気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取等) を実施する場合
N95 マスク または それと同等の マスク、眼の防護具 (ゴーグル、フェイスシールド等)、長袖 ガウン、手袋を装着する
- V 患者の移動は サージカルマスクを着用の上、医学的に必要な目的に限定する
なお、職員 (受付、案内係、警備員など) も標準予防策を遵守する

・N95 マスク またはそれと同等のマスク の使用に際しては 事前の フィットテスト と着用時のシールチェックを行い、マスク、眼の防護具 (ゴーグル、フェイスシールド等)、長袖 ガウン、手袋などの 個人防護具 (PPE を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにする。

・手袋、帽子、長袖 ガウン、覆布 (ドレープ)、機器や患者環境の被覆材などには、可能なかぎり、使い捨て製品を使用する。

使用後は、専用の感染性廃棄物用容器に密閉するか、あるいはプラスチック袋に二重に密閉したうえで、外袋表面を清拭消毒して患者環境 (病室など) より持ち出し、焼却処理する。

参考) 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

②新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧 (それぞれ所定の濃度があります)

手洗いなどの衛生対策を心がける。手などの皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール (70%) を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム (0.1%) が有効である。また、医療器具の消毒にはグルタール、フタール、過酢酸も有効。この場合は、使用時の留意事項を遵守する。

国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス (2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンス
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

方法	モノ	手指	現在の市販品の薬機法上の整理
水及び石鹸による洗浄	○	○	—
熱水	○	×	—
アルコール消毒液	○	○	医薬品・医薬部外品（モノへの適用は「雑品」）
次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）	○	×	「雑品」（一部、医薬品）
手指用以外の界面活性剤（洗剤）	○	—（未評価）	「雑品」（一部、医薬品・医薬部外品）
次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの）	○	—（未評価）	「雑品」（一部、医薬品）

※薬機法上の承認を有する製品が一部あり、そのような製品は手指消毒も可能。

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

4) 母乳中のウイルス排出について

現時点でウイルスが含まれるという見解は薄く、WHO や CDC は母乳育児の継続を支持している。

5) 相談の勧奨と相談窓口

①厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について 「健康や医療相談の情報」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#h2_3

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、相談勧奨し、これらに該当しない場合の相談も可能としている。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

②東京都福祉保健局 新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口より引用

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

- 息苦しさ、強いだるさ、などの強い症状がある場合や発熱や咳などの比較的軽い症状が続いている場合
- 高齢・基礎疾患がある・妊婦で発熱や咳などの比較的軽い症状がある場合
- 感染したかもしれないと不安 感染予防法が知りたい方

相談窓口

□新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口。（新型コロナコールセンター）

（電話番号）0570-550571

（対応時間）9時から22時まで（土、日、休日を含む）

（対応内容）感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談

（対応言語）日本語、英語、中国語、韓国語

□帰国者・接触者相談センター

・平日（日中）：保健所 ※電話番号及び受付時間は福祉保健局HPに掲載

新型コロナウイルス感染症にかかる保健所等の相談窓口

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

・土日祝・夜間 03-5320-4592

□かかりつけ医

3. COVID-19 の症状と一部重複する乳腺炎の病態

1) 乳腺炎の診断

乳腺炎は、通常、圧痛、熱感、腫脹のあるくさび形をした乳房の病変で、37.5℃の発熱、悪寒、インフルエンザ様の身体の痛みおよび全身症状を伴うものであると臨床的に定義される。

乳腺炎は、文字通り乳腺に起こった炎症ではあるが、必ずしも細菌感染伴うわけではない。

乳房の緊満や、「乳管の閉塞・つまり」があれば、発赤、仏痛、熱感が全て起こりうるが、その場合、必ずしも細菌感染が存在するわけではない。乳管閉塞、非感染性乳腺炎、感染性乳腺炎、膿瘍と一続きに変化していくようである。(エビデンスレベルⅡ-2)。

2) 乳腺炎の対応指針

資料引用

ABM 臨床指針第4号 乳腺炎

ABM Clinical Protocol #4:

Mastitis 2008年5月改訂版 (2010年2月28日日本語翻訳)

The Academy of Breastfeeding Medicine Protocol Committee

https://www.jalc-net.jp/dl/ABM_4_2010.pdf

Mastitis, Revised March 2014 (2014年改訂版)

Lisa Amir^{1,2} and The Academy of Breastfeeding Medicine

<http://www.midwife.or.jp/pdf/mastitis-flow.pdf>

母乳育児支援業務基準「乳腺炎 2020」、日本助産師会出版

公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会、乳腺炎ケアガイドライン 2020、日本助産師会出版

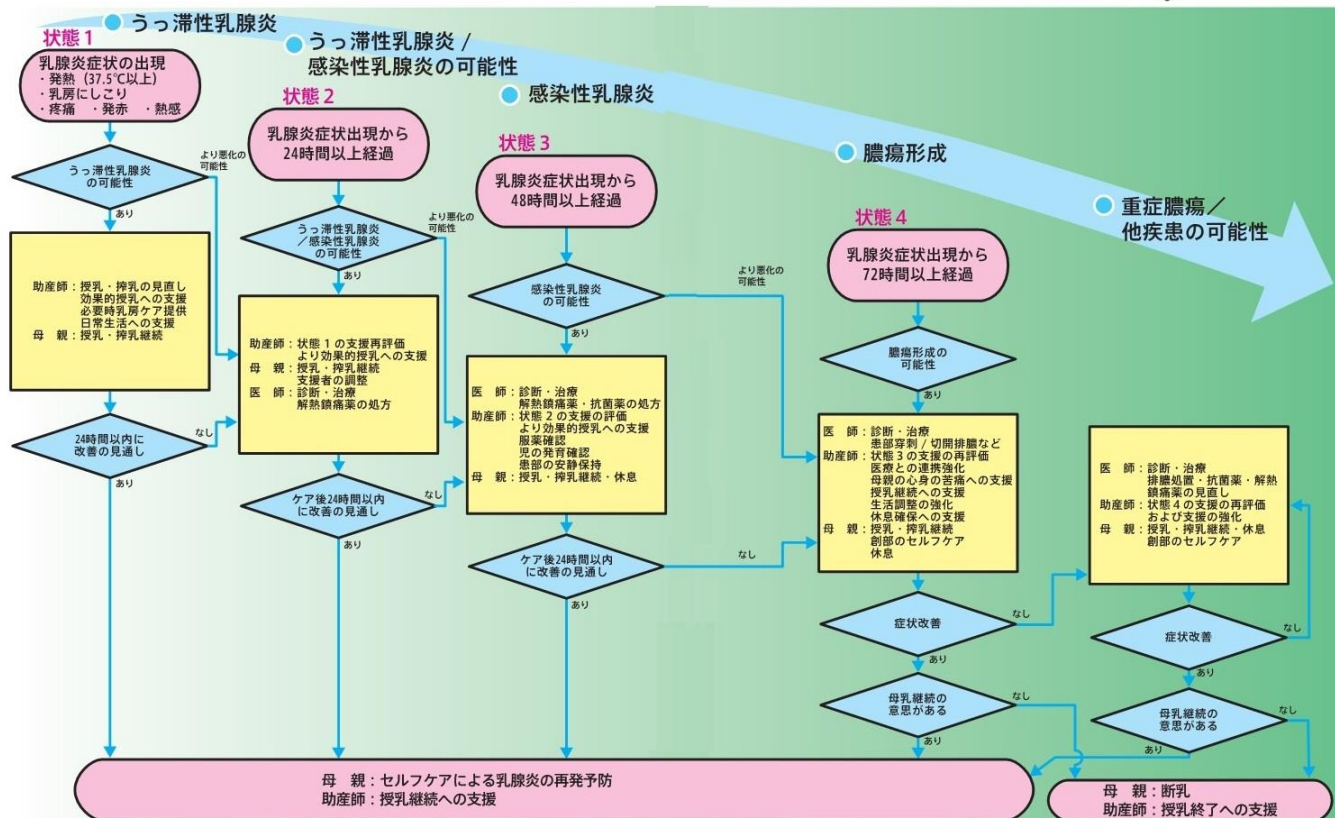
6) 乳腺炎ケアのフローチャート 2020

フローチャートの見方

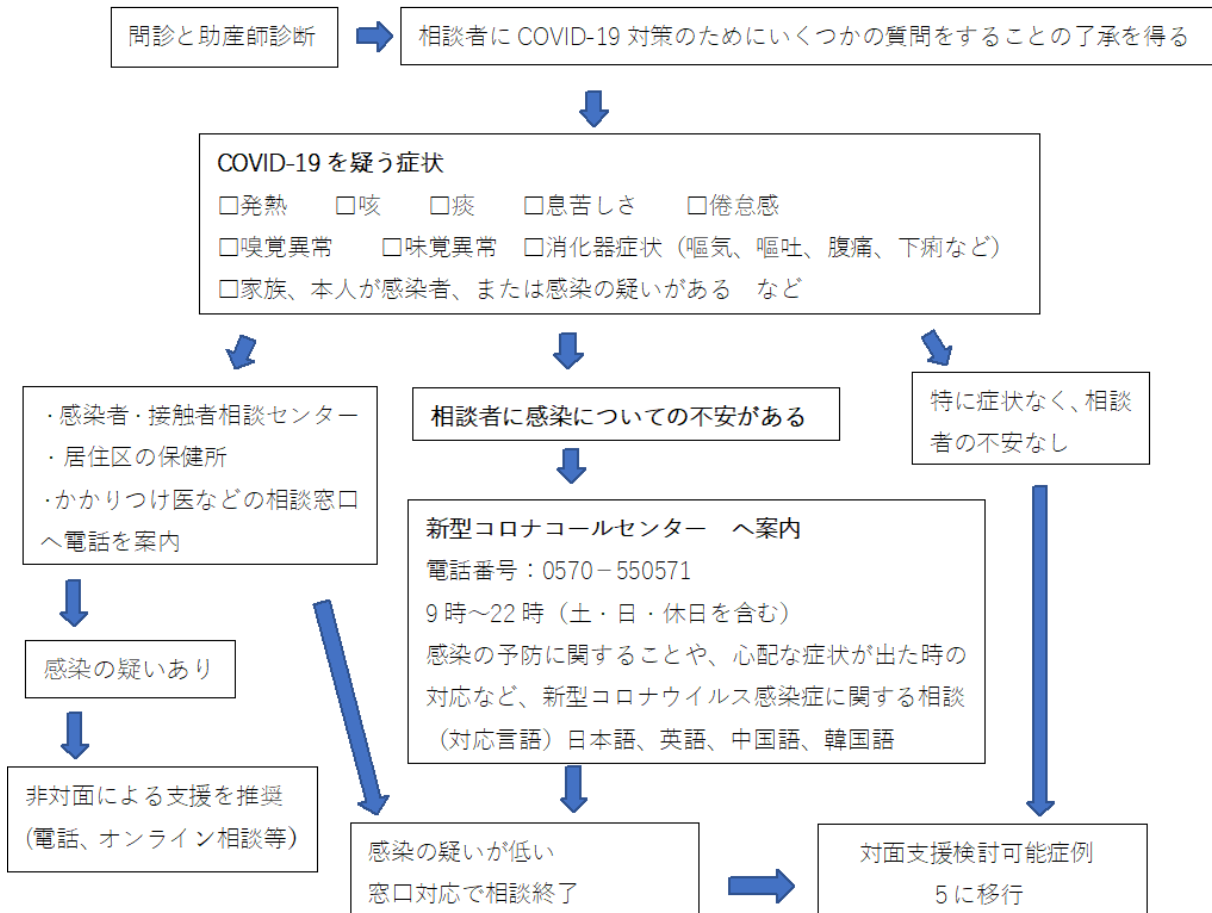
開始・終了

判断による分岐

対処方法



4. 電話相談から対面支援へのフローチャート



5. 訪問の際の対象者への事前の説明、合意事項

双方が無症状感染者である可能性0ではないことや、相談者の感染の不安があることに目を向け、再度助産師のケアへの希望を確認し、標準予防策の他に実行可能な対応を双方で合意しておくことが大切である。

具体的に

- ①支援する部屋は換気が可能で、家族との接触がない配慮ができる部屋があること
 - ②家族、ご本人はマスク着用のこと
 - ③児以外の家族は別室で待機のこと
 - ④対象者・家族に COVID-19 の症状（フローチャート参照）が出た際はキャンセル連絡をすること
 - ⑤助産師の予防対策について説明をすること
 - ⑥助産師に COVID-19 の症状（フローチャート参照）が出た際は支援中止の可能性のあること
 - ⑦その他、各自治体、団体の参考指針
- ①～⑥すべて了承いただいた上で訪問

6. 訪問前の助産師の予防対策

2. COVID-19 の病態と対応についての、3) 感染防止対策参照し、相談者の不安の程度や各施設の状況、会員各々の考えに基づき、STEP1、2を参考に対策を工夫する。

※この点でも相談者とその家族の事前の合意形成と協力は必須

①持ち物（参考）

- ・アルコールなどの COVID-19 に有効な消毒薬
- ・ゴーグル（眼鏡）またはフェイスシールド、マスク、グローブ（ディスポ手袋、滅菌でなくも良い）など
- ・手洗い用の石鹸、手を拭くもの（タオル、ペーパータオル等）
- ・訪問時の洋服を覆えるもの（ガウン、かっぱう着、エプロンなど）
- ・汚染物を入れる袋 など

※エプロン・タオル・グローブ等は個々用意、ゴーグル、フェイスシールドは事前事後にアルコール消毒

②助産師の体調

P2の「2. 臨床症状」を参照し、いずれかの症状ある場合、濃厚接触者ありの疑いが発生した時点で相談者に支援中止を申し出ること

7. 訪問時の感染予防対策

1) 訪問時

- ①玄関でマスク着用、玄関に上着、荷物を置く。
- ②先ず、手洗いを行う。石けんは持参し、ご家庭の専用部分になるべく触らないように配慮する。
- ③エプロン（ガウン・かっぱう着）、グローブ、ゴーグル（眼鏡）またはフェイスシールドを着用する。
（可能なら洗面所での着用）
- ④マスク着用の確認をする。（同室者）できればケア中は母と助産師のみの空間を作る。
- ⑤ケア中の換気、1時間に2回以上行う。
- ⑥自分の顔、髪、衣服等に触れず、部屋の不要な部分に触れない。
- ⑦ケア後は手洗いをする。（ゴミ処理）
- ⑧着用したものは、ビニール袋に入れ、持ち帰る。マスクはつけたまま玄関の外へ出る。
（感染症対応ガウンテクニック）
- ⑨会計等は事前に領収書などを記入し、玄関で素早く処理できるように準備する。事前に料金を伝えておく。

2) 訪問後

- ①マスクの処理には十分注意する。（玄関外はずし、ビニール袋に入れる）
帰宅後、石鹸を使用し、手洗いを必ず行う。
- ②洗濯は特に汚れがひどくなければ分ける必要はない。汚れがひどい場合は、熱湯または次亜塩素酸Na溶液につけおき洗い。
- ③使用物品をアルコール綿で拭く。
- ④自分自身の体調に留意する。
- ⑤実施記録には、以下の事を記録しておくことが望ましい。
 - ・訪問時の母とご家族の体調
 - ・訪問の際の対象者への事前説明項目
 - ・当日の助産師の体調